

どうかんがえる？

安倍元首相の国葬

反・立憲主義？

政治の私物化？

数の暴力？

安倍元首相の国葬は適切なものでしょうか

清水雅彦（日本体育大学／憲法学）

岸田政権は、安倍元首相の「御功績」を評価し、「暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意」を示すために、安倍元首相の国葬を行うことにしました。

しかし、**安倍元首相は国葬にふさわしい方でしょうか**。これまで様々な問題を引き起こしてきた旧統一協会と密接な関係がありました。また、**安倍政権は、憲法上問題のある法律を制定し、改憲を追求し、立憲主義に反する手法を駆使してきた**8年8か月でした。

まず悪法。取材・報道の自由や知る権利を抑制する秘密保護法（2013年）、プライバシー権を脅かし市民監視と統制を強める共通番号法（2013年）と共に謀罪法（2017年）、集団的自衛権の行使を可能にする安保法制＝戦争法（2015年）などを制定してきました。

次に改憲。大臣や国会議員には憲法99条で憲法尊重擁護義務があるのに、安倍元首相は日本国憲法を「みっともない憲法」と言い、改憲への意欲を示し続けました。そして、自衛隊明記の改憲を提案し（2017年）、

自民党に4項目の改憲案も作らせます（2018年）。

そして反立憲主義。解釈で集団的自衛権の行使を可能にしました（2014年）。国家権力を憲法によって統制するという点からすれば、森友・加計・桜を見る会問題などの政治の私物化は許されません。「法の支配」から「人の支配」へと逆戻りさせてきたのです。

さらに、安倍政権を筆頭に自民党の考える「民主主義」とは何でしょうか。確かに、国会では多数決で法律を制定することができます。実際に、これまでの自民党政権の行為を見ると、**多数派は何をやってもいいと考えているよう**でもありました（単純多数決主義）。

しかし、戦前のナチスの反省も踏まえ、戦後は日本など多くの国で違憲審査制を導入します。これによって、国会の多数決で制定した法律でも、違憲の法律は裁判所によって無効とすることが可能になりました。これがまさに立憲主義なのです。**安倍政権は数の暴力で憲法を無視した反立憲主義政権であり、国葬は大問題です。**

Do-KANGAERU? Do THINK!

立憲主義

「立憲主義」は、フランス革命など市民革命後に確立された概念ですが、最重要課題はいかに国家権力を縛るのかということでした。この立憲主義と憲法との関係を示す有名な表現が1789年制定のフランス人権宣言第16条で、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法を持たない」と規定しています。

単純多数決主義

単純多数決主義を助長させたのが、小選挙区制です。憲法学では憲法43条の「代表」を、議会は民意を忠実に反映しなければならないという社会学的代表とも捉え、望ましい選挙制度は比例代表制と考えます。約4割の得票で約8割の議席を獲得できる小選挙区制で多数派になった側には、政治課題によっては自制が求められます。

違憲審査制

違憲審査制は1803年にアメリカで確立されました。当時のヨーロッパ諸国は、議会中心主義だったのでこの制度に見向きもしませんでしたが、ナチスの経験を受け、議会が誤った判断をした時は正策として戦後導入していきます。したがって、現代の立憲主義は、国家権力だけでなく、多数派の暴走も防ぐためにあります。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

改憲やってる
場合じゃない!
くわしくは → <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切にする
政治へと変えるため、
署名へのご協力を!



どうかんがえる？

安倍元首相の国葬

財政民主主義？

法の下の平等？

思想及び良心の
自由？？ 良心の

安倍元首相の国葬と 民主主義・憲法

飯島滋明（名古屋学院大学／憲法学・平和学）

2022年7月22日、岸田自公政権は安倍元首相の国葬を9月27日に実施すると閣議決定しました。安倍元首相の殺害は犯罪であり、許されません。ただ、**安倍元首相の国葬も民主主義や憲法からは認められません。**

安倍元首相の国葬の理由として、岸田首相は「民主主義を守り抜く」と述べています。ただ、たとえば「文春オンライン」の世論調査では、安倍元首相の国葬に賛成が16.7%に対して反対は79.7%になっています。こうした状況で国葬を実施するのが「民主主義」でしょうか？

岸田自公政権は閣議決定だけで国葬の予算の支出を決めました。主権者である国民の代表である国会議員が国の予算のあり方を決めるという「財政民主主義」（憲法83条）から正当化できません。市民よりも安倍元首相が優れているから国葬というのであれば、「法の下の平等」（憲法14条）からも正当化できません。

国葬の際、企業や学校に黙とう等を求めるのかについて、8月15日の政府答弁書は「検討中」として、「求めない」と回答しませんでした。政府や教育委員会などから「黙とう」や「弔意」を示すことが求められれば、とりわけ**同調圧力の強い日本では事実上、「黙とう」や「弔意」を示すことを強制される事態も生じます。**そうなれば「思想及び良心の自由」（憲法19条）等も侵害されます。安倍元首相の国葬は憲法や民主主義から認められません。

国葬中止を求める
オンライン署名にご協力を
[https://www.change.org/
kokusouhantai](https://www.change.org/kokusouhantai)



Do-KANGAERU? Do THINK!

国葬に関する予算

国葬にかかる費用は37億円とも報じられています。いま、コロナ禍で自殺者が増加しています。とりわけ20代の若い女性の自殺者が増えています。8月の大震などの自然災害でも大きな被害が生じています。岸田自公政権が口先だけでなく、本当に市民のことを考えるのであれば、安倍元首相の国葬ではなく、自殺者が増えないため、あるいは自然災害で被害を受けた人たちのために私たちの税金を使うべきではないでしょうか。

国葬と思想及び良心の自由

「自分は悪くない」と思っているのに「謝れ」と言わされた末、謝ることを余儀なくされたら、やりきれない思いになると思います。自分の思いと違う行動を強制されることは「思想及び良心の自由」（憲法19条）で保障されています。ところが安倍元首相の国葬が実施されれば、安倍元首相の政治を評価せず、「黙とう」などをする気になれない人たちも、「黙とう」や「弔意」を示さざるを得ない状況に置かれるとかもしれません。そうなれば「思想及び良心の自由」の侵害です。

さらに考えたい人に

「戦争をさせない1000人委員会」のHPにある、「壊憲・改憲ウォッチ14」では主に民主主義と国葬の関係、「壊憲・改憲ウォッチ15」では「法の下の平等」（憲法14条）や「思想及び良心の自由」（憲法19条）と国葬の関係、「壊憲・改憲ウォッチ16」では「教育を受ける権利」（憲法26条）や「憲法改正問題」と国葬について紹介しています。そちらをご覧ください。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

改憲やってる
場合じゃない！

くわしくは → <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切にする
政治へと変えるため、
署名へのご協力を！

